

関係法人との随意契約及び「関係法人のみの応札」による競争契約に係る公表について

経緯

原子力機構では、関係法人（*1）との契約の透明性を図るため、平成24年3月15日に「疑義が持たれないような入札や契約の在り方に関する改善方針」を定め、[平成24年3月15日に公表](#)し、平成24年度から、関係法人との契約状況について、原子力機構ホームページに公表することとしました。

また、平成24年度から、関係法人とは原則として随意契約は行わないこととし、少額随意契約基準額（*2）以下のものであっても、関係法人と随意契約を実施する場合は原子力機構ホームページに公表することとしました。

さらに、工事以外の場合においても、原則として、工事契約における条件を準用し、当該関係法人間で入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある場合は、同一入札への参加は認めないこととしたうえで、関係法人のみのからの応札となった契約案件についても原子力機構ホームページに公表することとしました。

（*1）関係法人とは次のいずれにも該当する法人。

- ①原子力機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
- ②原子力機構の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上経験者が役員、顧問等として再就職している。

（*2）少額随意契約基準額とは以下のとおりであり、契約の予定価格が少額随意契約基準額以下の場合には随意契約によることができる。（国と同じ基準）

- ①予定価格が250万円を超えない工事又は物件の製造
- ②予定価格が160万円を超えない財産の買入れ
- ③予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件の借り入れ
- ④予定価格が50万円を超えない財産の売り払い
- ⑤予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件の貸し付け
- ⑥工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの

関係法人との随意契約に係る公表

＜平成24年度＞ ＜平成25年度＞ ＜平成26年度＞ ＜平成27年度＞ ＜平成28年度＞
＜平成29年度＞ ＜平成30年度＞

「関係法人のみの応札」による競争契約に係る公表

＜平成24年度＞ ＜平成25年度＞ ＜平成26年度＞ ＜平成27年度＞ ＜平成28年度＞
＜平成29年度＞ ＜平成30年度＞

当機構が実施した競争契約（一般競争入札及び指名競争入札）案件の中から、応札者が「関係法人のみ」であった場合について公表するものです。